

かえっておいで中津市へ

## 奨学金の返還を支援します

おかえりなさい奨学金返還支援事業費補助金

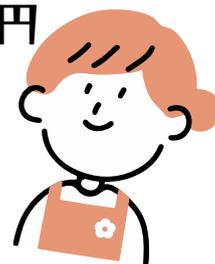
中津市では若者のUターンを促進するため、市内で働く若者の奨学金返還に要した費用の実返還額（年間上限10万円）を支援します。ふるさと中津であなたを待っています。

5年間で最大  
50万円



募集期間 R7.8.1～R7.11.28

対象期間 R7.1.1～R7.12.31返還分



補助対象者【下記の要件全てに当てはまる方】

R7.1.1時点で  
中津市に居住し  
ており、5年以上  
上定住する意思  
のある方

R6.4.1以降に  
市内で就職し  
継続して1年以上正規  
又は正規に準じた形態で  
働いている方  
・市内事業所  
・起業（個人事業主）  
・農業・林業・水産業  
※派遣や転勤による勤務、  
公務員は対象外

中津市内の  
・小学校  
・中学校  
・高等学校  
いずれかを  
卒業している方

・日本学生支援機構  
・大分県奨学会奨学金  
で借入れた奨学金を  
返還している方  
※他の奨学金返還  
支援を受けて  
いる方は対象外

R7.4.1時点で  
30歳未満の方

市税等を滞納  
していない方



学びの里なかつ

中津市

地域振興・広聴課 地域振興・移住推進係  
中津市豊田町14番地3  
0979-62-9033  
tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp

中津市奨学金返還支援



# おかえりなさい奨学金返還支援事業費補助金制度

## 事業概要

大学進学等で中津市を離れた若者が、安心して地元に着・活躍できるように経済的負担の軽減を図ります。

また、雇用促進・定住率の向上、未来の地域を担う人材の確保を目的としています。

## 応募から支援までの流れ



## 認定申請方法

次の①～⑧の書類を持参又は郵送により担当課へ提出してください。

- ①おかえりなさい奨学金返還支援事業費補助金認定請求書（様式1）
- ②奨学金の貸与を受けたことを証する書類の写し  
（日本学生支援機構の場合：奨学金返還証明書）
- ③奨学金の返還計画を確認することができる書類の写し  
（日本学生支援機構の場合：奨学金返還証明書）
- ④市内の小学校・中学校・高等学校のいずれかを卒業した事を証する書類  
（卒業証書の写しや卒業証明書など）
- ⑤住民票の写し
- ⑥誓約書
- ⑦市民納付状況等確認承諾書
- ⑧就業が証明できる書類  
（就労証明書（様式2）、雇用保険被保険者証、起業が分かる書類 等）

